

議案第41号

木津川市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

木津川市職員の定年等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正し、木津川市職員の再任用に関する条例（平成19年木津川市条例第30号）を廃止する。

令和4年9月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）」及び「国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）」の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）

第1条 木津川市職員の定年等に関する条例（平成19年木津川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。） <u>第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u> の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。
(定年) 第3条 職員の定年は、 <u>年齢65年</u> とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職</u>	(定年) 第3条 職員の定年は、 <u>年齢60年</u> とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、 <u>次の各号のいずれかに該当すると</u> 認めるときは、 <u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させ</u> ることがで

務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるとときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させきる。
- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるとときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させ

る場合又は前項の規定により期限を延長する場合には当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、木津川市職員の給与に関する条例(平成19年木津川市条例第47号)第14条の2第1項に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職

せる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

への降任（以下この章において「他の職への降任」という。）
を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、
第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げ
る基準を遵守しなければならない。

- （1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務
経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上
の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号
に規定する標準職務遂行能力及び当該降任をしようとす
る職についての適性を有すると認められる職に、降任を
すること。
- （2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督
職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属す
る職に、降任をすること。
- （3）当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が
占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の
職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下こ
の号において「上位職職員」という。）の他の職への降
任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での

状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第9条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合に

おける定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

(雑則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和</u>	<u>63年</u>

附 則

1・2 (略)

<u>11年3月31日まで</u>	
<u>令和11年4月1日から令</u>	<u>64年</u>
<u>和13年3月31日まで</u>	

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において、「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））

において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

第2条 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(給料表) 第3条の2 (略) 2 前項の給料表は、 <u>第20条</u> に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。 <u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u>	(給料表) 第3条の2 (略) 2 前項の給料表は、 <u>第21条</u> に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。 <u>(再任用職員の給料月額)</u>
第4条の2 <u>法第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> （以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額に、木津川市職員の勤務時間、	第4条の2 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u> （以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のう

休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

ち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第9条の2 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）・（2） （略）

（3） 定年前再任用短時間勤務職員のうち、平均1か月当

（通勤手当）

第9条の2 （略）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）・（2） （略）

（3） 再任用短時間勤務職員のうち、平均1か月当たりの

<p>たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員 前号の額に 100 分の 50 を乗じて得た額</p> <p>3～6 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間等条例第 5 条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に</p>	<p>通勤所要回数が 10 回に満たない職員 前号の額に 100 分の 50 を乗じて得た額</p> <p>3～6 (略) (時間外勤務手当)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u>が、勤務時間等条例第 5 条の規定に基づき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間（規則で定める時間を除く。）と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が 38 時間 45 分に達する</p>
--	--

<p>達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第16条の2 第8条、第9条及び第10条の2の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 (期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項に規定する在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とし、期間の算定については次に掲げる期間を除算し、30日をもって1月とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業<u>(次に掲げる育児休業を除く。)</u>をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p><u>ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19</u></p>	<p>までの間の勤務については、前項の規定は適用しない。 (特定の職員についての適用除外)</p> <p>第16条の2 第8条、第9条及び第10条の2の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 (期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項に規定する在職期間は、この条例の適用を受ける職員として在職した期間とし、期間の算定については次に掲げる期間を除算し、30日をもって1月とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員<u>(当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。)</u>として在職した期間については、その2分の1の期間</p>
---	--

年木津川市条例第35号。以下「育休条例」という。)

第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該機関が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

5・6 (略)

7 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

5・6 (略)

7 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

(勤勉手当)

第18条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当の基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

この場合において、任命権者はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3～5 (略)
- 附 則
- 1～10 (略)
- 11 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達し

この場合において、任命権者はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額
- 3～5 (略)
- 附 則
- 1～10 (略)

た日後における最初の4月1日（附則第13項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第4条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 法第28条の7第3項の規定により勤務している職員

13 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第11項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において

「特定日給料月額」という。) が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。木津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年木津川市条例第 号）附則第 9 条第 3 項において準用する場合を含む。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第 11 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1.4 附則第 13 項の規定による給料を支給される職員に対する第 17 条第 6 項（第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 13 項の規定による給料の額との合計額」とする。

1.5 附則第 11 項から前項までに定めるもののほか、附則第 11 項の規定による給料月額、附則第 13 項の規定による給

料その他附則第11項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第2 (第3条の2関係)

給料表

職員 の 区分	級 号	(単位:円)						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
定年 前 再任用 短時間勤務職員以外の職員	1～61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	62～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	86～93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	94	(略)	(略)					
	95	(略)	(略)					
	96	(略)	(略)					
	97	(略)	(略)					
	98	(略)	(略)					
	99	(略)	(略)					
	100	(略)	(略)					
	101	(略)	(略)					
	102	(略)	(略)					
	103	(略)	(略)					
	104	(略)	(略)					
	105	(略)	(略)					
	106	(略)	(略)					
	107	(略)	(略)					
	108	(略)	(略)					

別表第2 (第3条の2関係)

給料表

職員 の 区分	級 号	(単位:円)						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1～61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	62～85	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	86～93	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	94	(略)	(略)	381,500	393,300			
	95	(略)	(略)	381,900	393,600			
	96	(略)	(略)	382,300	393,800			
	97	(略)	(略)	382,600	394,000			
	98	(略)	(略)	383,100	394,300			
	99	(略)	(略)	383,500	394,600			
	100	(略)	(略)	383,900	394,800			
	101	(略)	(略)	384,200	395,000			
	102	(略)	(略)	384,700	395,300			
	103	(略)	(略)	385,100	395,600			
	104	(略)	(略)	385,500	395,800			
	105	(略)	(略)	385,800	396,000			
	106	(略)	(略)	386,300	396,300			
	107	(略)	(略)	386,700	396,600			
	108	(略)	(略)	387,100	396,800			

109		(略)	(略)				
110		(略)	(略)				
111		(略)	(略)				
112		(略)	(略)				
113		(略)	(略)				
114 ～ 125		(略)					
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	(略)						

109		(略)	(略)	387,400	<u>397,000</u>		
110		(略)	(略)	387,900			
111		(略)	(略)	388,300			
112		(略)	(略)	388,700			
113		(略)	(略)	389,000			
114 ～ 125		(略)					
<u>再任用職員</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3条 木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年木津川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p>

第4条 木津川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成19年木津川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項に規定する職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手續)</p>
第2条 (略) <p>2 職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任（降給を伴うものを含む。）を除く。以下同じ。）又は降給若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p><u>(降給の種類)</u></p>	第2条 (略) <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならぬ。</p>
第5条 法第28条第3項に規定する降給の種類は、降格（職	

員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）並びに法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

(降格の事由)

第6条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなり、必要と認める場合は、当該職員を降格するものとする。

(降号の事由)

第7条 任命権者は、職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを必要と認める場合は、当該職員を降号するものとする。

(委任)

(委任)

第8条 (略)

附 則

1・2 (略)

3 木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号。以下「給与条例」という。）附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第5条の規定の適用については、当分の間、第5条中「とする」とあるのは、「並びに木津川市職員の給与に関する条例附則第11項の規定による降給とする」とする。

4 第2条第2項の規定は、給与条例附則第11項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

第5条 (略)

附 則

1・2 (略)

第5条 木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後

改正前

<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務を割り振るものとする。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員につ</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地方公務員法第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務を割り振るものとする。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、</p>
--	--

いては、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性等により、4週間ごとの期間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合は、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる以外の職員 20日（定年

1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性等により、4週間ごとの期間につき8日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合は、この限りでない。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる以外の職員 20日（再任

<p>前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。</u>）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p>	<p><u>用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。</u>）の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定める。</p>
---	--

第6条 木津川市職員の育児休業等に関する条例（平成19年木津川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第2条の4の規定に該当する場合にあっては、当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) （略）

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) （略）

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員
（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して、当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

且とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

Ⅵ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合
(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事由に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) • (2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末

日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の1歳6か月到達日

ア　当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該

配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ (略)

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、
1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員
が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該
子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合
であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及
び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の
事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)
とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日
(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又
はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、
1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常
勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日 (当該子の1歳6
か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任
期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている
非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の
満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該
任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休
業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、
次の各号のいずれにも該当するときとする。

場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該

(5)・(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(部分休業をすることができない職員)

育児休業に係る子について既にしたものと除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6)・(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようすること。

(部分休業をすることができない職員)

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

（部分休業の承認）

第7条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

第6条の2 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

（部分休業）

第7条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年木津川市条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条から第5条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、15分を単位として行うものとする。

第7条 木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年木津川市条例第194号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> (以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略) <u>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</u> 第22条 第6条、第8条及び第16条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号) 第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u> (以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略) <u>(再任用職員等についての適用除外)</u> 第22条 第6条、第8条及び第16条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項</u>又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号) 第5条の規定により採用された職員には適用しない。</p>
第8条 木津川市職員の再任用に関する条例(平成19年木津川市条例第30号)は、廃止する。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定の適用にあっては、当該各号に定める日か

ら施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和4年10月1日

ア この条例による改正後の木津川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条第4項

イ この条例による改正後の木津川市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の育休等条例」という。）第2条から第3条の2

ウ 附則第10条

(2) 附則第5条 公布の日

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の木津川市職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合においてこの条例による改正後の木津川市職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る改正前の定年等条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 改正後の定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（改正前の定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年等条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 改正前の定年等条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（改正後の定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に改正後の定年等条例第2条の規定により退職した者

- (2) 施行日以後に改正後の定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の定年等条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項並びに附則第7条、第8条及び第12条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年等条例第9条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でそ

の職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めている者とした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該職と同様の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。）に達している者（改正後の定年等条例第9条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第5条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（職員の勤務延長に関する経過措置に関する規程）

第6条 改正後の給与条例附則第11項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（暫定再任用職員の給料月額）

第7条 暫定再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 附則第4条第1項及び第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなしてこの条例による改正後の給与条例第3条、第9条の2、第12条、第16条の2、第17条及び第18条、この条例による改正後の勤務時間等条例第2条第2項及びこの条例による改正後の木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員の給与の種類等に関する条例」という。）第2条第1項及び第22条の規定を適用する。この場合において、改正後の給与条例第16条の2及び第17条第7項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「木津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年木津川市条例第号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、同条例第9条の2第2項第3号、第12条第2項及び第4項並びに別表第2中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「令和4年改正条例附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」と、改正後の企業職員の給与の種類等に関する条例第2条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「木津川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年木津川市条例第号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員」と、同条例第22条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「令和4年改正

条例附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、この条例による改正後の木津川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条及び改正後の育休等条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(給料表の改定に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行日において、施行日の前日においてこの条例による改正前の木津川市職員の給与に関する条例第3条から第4条までの規定に基づき適用されていたその者の号給がない場合にあっては、施行日における改正後の給与条例第3条から第4条までの規定により適用されるその者の属する職務の級の最高の号給に降号するものとする。

2 この条例の施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、前項の規定の適用によりその者の受ける給料月額（この項において「改定後給料月額」という。）が同日において受けている給料月額（この項において「改定前給料月額」という。）に達しないこととなる者には、令和11年3月31日までの間、給料月額のほか、改定前給料月額と改定後給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の場合における改正後の給与条例附則第11項の規定の適用にあっては、第1項の規定により適用される号給を改正後の給与条例附則第11項の規定に準じて算出した額を、給料として支給する。

第10条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の木津川市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。